

# 賃貸住宅供給促進計画について

## 賃貸住宅供給促進計画における記載事項（案）

### 【国の賃貸住宅供給計画の検討・策定の手引きより】

#### 1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

##### （1）住宅確保要配慮者の考え方

- ・法令及び計画で定める者を基本とする。

##### （2）賃貸住宅の供給の目標

###### 1）公的賃貸住宅の供給目標

- ・長野県住生活基本計画、公営住宅等長寿命化計画との整合性。

###### 2）登録住宅の供給目標

- ・住宅確保要配慮者のニーズ、空き家の状況、賃貸協等からの聞取り等を踏まえ設定。

#### 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

##### （1）登録住宅・登録事業者に関する事項

- ・説明会やセミナーを通じた制度の情報提供。
- ・登録を行う者への支援措置、家賃債務保証制度等オーナーの不安を解消するための居住支援等の取組みを提供。
- ・登録事業者の入居を受け入れる場合の不当な制限の指導監督方法。

##### （2）居住支援に関する事項

- ・居住支援協議会の活動状況の情報発信（ホームページ開設等）及び居住支援情報の提供。
- ・居住支援法人の指定。

##### （3）住宅扶助費の代理納付に関する事項

- ・福祉部局との連携による住宅扶助費の代理納付制度の適正かつ円滑な運用の周知。

##### （4）登録住宅の登録基準の強化・緩和に関する事項

- ・民間賃貸住宅のストックの状況等を踏まえ、最低居住面積（25㎡以上）の登録基準の強化・緩和を検討。

### 3 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

#### (1) 公営住宅の供給の促進に関する事項

- ・住生活基本計画、公営住宅等長寿命化計画と整合を図りつつ、ストックの計画的かつ効率的な整備及び管理。

#### (2) 地域優良賃貸住宅の供給の促進に関する事項

- ・従前制度に基づく家賃低廉化に加え、住宅確保要配慮者に対する優先入居等による有効活用。

### 4 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

- ・入居管理の適正化を図るため、入居拒否、入居差別を受けた場合の相談窓口の設置の検討。
- ・住宅の物的管理の適正化を図るため、修繕の実施や計画策定、登録住宅のバリアフリー化や省エネルギー化に向けた国の改修費補助制度の活用。

### 5 計画期間

- ・長野県住生活基本計画（平成 28 年～平成 37 年）及び高齢者居住安定確保計画（平成 30 年～平成 35 年）との整合を図り、計画期間は 10 年を基本とし、本計画の達成状況や社会・経済の変化や、長野県住生活基本計画、高齢者居住安定確保計画の見直しを踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。